

号外

# 「北村慈郎牧師を支援する会」通信

発行：北村慈郎牧師を支援する会

連絡先：〒242-0022 神奈川県 大和市柳橋 3-3-22 久保方 Tel 090-2669-4219

郵便振替：00270-4-116840「北村慈郎牧師を支援する会」

ホームページ：<http://www.k-saiban.com> メール：[h2kubo@jcom.home.ne.jp](mailto:h2kubo@jcom.home.ne.jp)

## キリストの福音にふさわしい 教団の形成をめざして

関田 寛雄（世話人代表）

この度私どもは最高裁への上告の棄却という結果を迎えました。組織体としての教団の人事の不当な取扱いについて、人権の問題として上告して来ましたが、正義の結論とは裏腹に、北村牧師の処分は特定宗教の教理と結合している故に裁判所としては判断できないという、一審以来の結論が一貫されたこととなります。その事によって、教理とは別に人権侵害の事実についても、宗教団体の事については取扱わないという、人権的洞察をもたない日本の法廷の形式主義に対して失望を禁じ得ません。

それにしてもこの問題を荷って下さった弁護士先生方のまことに誠実にして緻密なる対応には大いに励まされ、私どもの苦悩を共有して頂けた事について心よりの感謝と敬意を表します。

さてこのたびの判決はある意味で私どもに勇気と明確な決断をもたらしてくれました。それは事柄を徹底して教会の問題として自主的に解決せよ、との間接的な促しでありました。私たちはそれを主イエス・キリストからの促しとして受けとめたいと思います。教団は対話が閉ざされている事が問題であります。従って私たちの運動は正にこれからが本来の目的に即したものとしたいと思いますし、そうしなければなりません。その目的は端的に言って、会議制を尊重

し、開かれた対話のできる教団の形成です。聖霊の賜う一致をめざして、「かしら石」なるキリストを土台としての対話運動の展開です。

私どもはこの運動の目的として五つの事をめざしたいと思います。

(1) 先ずもって、北村牧師の教団教師としての復権です。その免職に至る現教団執行部の偏見による不当な手続きとそれによってもたらされた北村牧師の人権侵害についての釈明を求めます。そこには北村牧師排除という前提があったとしか思えません。なぜ記録も残さない協議の中での聖餐をめぐる試論的発題について論議を続けることなく、いきなり教師退任勧告、そして免職なのか。しかも戒規の段階もふまずになぜいきなり免職なのでしょう。北村牧師の免職処分の即時撤回を求めます。

(2) 次に聖餐についての論議の場を設定されることを求めます。神奈川教区の三度にわたる提案が全く教団総会において無視されて来ました。その理由は何でしょうか。「正しい聖餐」を求めればこそその理解を深める場を設けるべきでしょう。それは聖餐の霊的意義を軽んずるのではなく、その恩寵的秘義を重んずればこそその再検討を求めているのです。聖餐理解の流動化・

活性化は世界教会運動の流れでもあるのです。この論議をぜひ継続してください。それは一にかかって新しい時代に生きる教団の伝道の基本的課題であります。

(3) 「戦責告白」の教団史における意義について確認することを求めます。「戦責告白」はその文言における限界を含みつつも、第二次大戦中、戦争協力と「皇威宣揚」に専ら仕えて来た教団の罪を告白し、悔改め、キリストの憐れみのもとで許されて生きる教団である事の宣言です。戦後教団として存続することを望むならば、なさなければならぬ教会的発言でありました。教団に属するものとしては現「信仰告白」を尊重すると共に、「戦責告白」について意識化し、特に神学教育の場において自覚的に取り上げられる事を求めます。

(4) 今、申しわけない関係においてある沖縄教区に対する謝罪と関係回復への具体的作業を求めます。これは「戦責告白」を重んずる限り、教団のなすべき必然的姿勢であると考えます。第33回教団総会において、それまで10数年論議されて来た沖縄教団との合同のとりえ直しの議題が、「時間切れ、廃案」という形で処理されてしまいました。戦前から戦後に、しかも今なお、苦難の中にある沖縄教区からの要望にどうして更に時間をかけて対応しようとされなかったのでしょうか。「継続審議」の一言がどんなにか沖縄教区のみならず、「本土」の教団を救ったことでしょうか。「本土」の教団は苦難の中にある少数者としての沖縄教区を切り捨てる結果になりました。教団が宣教を今日の時点で考える時、東日本大震災への対応と部落解放問題及び各種人権抑圧の問題と共に、いよいよ基地強化が押し進められている沖縄教区の苦悩に取り組む以外に、何があるのでしょうか。沖縄教区との関係修復のために先ず謝罪と誠意ある対応が求められます。

(5) 「公同教会」の主張について再考を求めま

す。前述の聖餐問題と絡んで、「公同教会」論が主張されて来ました。「聖なる公同の教会」とは「使徒信条」にあるように信仰の内容の一つとして、常に終末論的希望の対象であり、歴史内に実現所有すべきものではありません。「公同教会」は不断の教会的営為の目標であります。それを歴史内に制度的に実現しようと、それも人為的な工作によって実現しようとする事は教会の本質に反することです。現教団執行部のめざす所は画一的、均質的な統一教会を制度的に実現しようとするのように見えます。「信仰告白」の解釈も、礼典執行の方法も形式的に統一することによって「公同教会」を造り上げようとする、そのような営みは聖書的でも福音的でもない、「軍隊化」の様相を呈しています。「御霊による一致」とは裏腹に「制度による一致」をめざすならば、必ずや分裂を引き起こすことになるのは、教会史に例証が無数にあるではありませんか。ロマ書12章、Iコリント12章の示すように、多様性こそが教会の生命なのです。教義的に制度的に規制すればする程、教会は衰弱するのです。教憲教規の遵守の仕方も文字にこだわり律法主義的に行うことは、教会の規則なるものの精神に反することです。「文字は人を殺し、霊は人を生かす」(IIコリント3:6)の御言葉を教団執行部の方々にはどう受けとめておられるのでしょうか。本来宗教的言語なるものの特質はその象徴性にあるのであって、解釈の多少性を含む所に存在の意味があるではありませんか。「さし当ってこの表現ならば一緒にやれる」というのが宗教的言語の限界であり有効性なのではないのでしょうか。どうか教団執行部とその主張に同調される方々、もっと生命の通う霊に満ち溢れた教団になろうではありませんか。

教団を心から愛する者として今、言わざるを得ない思いを述べさせて頂きました。

Soli Deo Gloria (神にのみ栄光あれ)

# 原告：北村慈郎から (2014/7/10)



## 最高裁上告棄却を受けて

約2年半にわたる私の裁判は6月6日付最高裁による上告棄却をもって終了しました。先ずはこのことを、私の裁判を支援してくださった方々、またこの裁判に関心をもって見守ってくださったキリスト教界の方々にご報告させていただきます。特に支援をしてくださった方々には心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

ただこの裁判終了をもって、洗礼を受けていない人にも開かれた聖餐式を行ったという理由で、日本基督教団における教師としての私の戒規免職処分という問題に決着がついたわけではありません。上告棄却によって確定しました二審高等裁判所の判決内容は、一言でいえば、私の訴えは「法律上の争訟に当たらない」、つまり裁判所は扱わないという判断が下されたということです。私は弁護士を通して、余りにも不公正な手続きと不当なやり方で私を戒規免職処分にした日本基督教団を人権侵害で訴えましたが、裁判所がそれを取り上げてくれなかったのは大変残念なことです。しかし、この結果を受けて、今後は教団内運動一本に絞って、私の日本基督教団における戒規免職処分の不当性を訴え、その処分取り消しを求めていくと共に、聖餐についての自由な論議の場を形成していきたいと願っています。

## 経過のあらまし

### 〈紅葉坂教会の総会決議〉

直接のきっかけは、紅葉坂教会が1999年

3月の教会総会で、洗礼を受けていない人も希望すれば聖餐式の陪餐に与ることができる（以下オープン聖餐）と決めたことです。それまでも聖餐式の陪餐はあいまいな形で実質的に「どなたでも」受けていました。1995年4月に私が着任したときに、あいまいな形では問題が起こるので、このことにはっきりと道筋をつけてほしいと役員会から言われ、3年近い精力的な学びと話し合いの結果、教会総会で教会規則8条の「聖餐には洗礼を受けた信徒があずかる」という文言を削除しました。これが教団で承認されず、突き返されてきたのですが、その後教団は何も言ってきませんでしたので、そのまま時がたっていきました。

その後、私が教区や教団に積極的に関わり始め、2004年に常議員の一人（常議員会は総会に次ぐ議決・執行機関）に選ばれました。それに先立つ2002年から教団はそれまで積み上げてきた方向をなし崩しにし、沖縄教区（旧「沖縄キリスト教団」）との「合同のとらえなおし」議案が廃案になったり、性差別問題特別委員会や靖国・天皇制問題情報センター等が潰されたりする経過の中で、私が抗議の前面に立つことがあり、当時の山北教団総会議長と対立する形になりました。

### 〈常議員会協議会での発題〉

2005年頃から、山北議長の発言の中に、信仰告白、教憲教規を守れということが前面に出てきました。本来教規には明確な定めがないにも拘わらず、信仰職制委員会からオープン聖

餐を各個教会が勝手にやってはならないという一方的な答申があったりしました。

2006年10月の教団総会には、前回に引き続き沖縄教区が出てきませんでした。先の教団総会での「合同のとらえなおし」関連議案の取り扱いの不誠実さに抗議して、沖縄教区が教団と距離を置くことと決めたからです。この状態にさせたのは教団側ですから、私はおかしいと考え、常議員でしたがこの総会の礼拝で行われた聖餐式の陪餐に与りませんでした。これが問題とされ、翌年7月に開かれた常議員会で私が聖餐について発題を担当することになったのです。記録に残さない自由な協議という約束で、オープン聖餐を行っている教会の考えを語ったのですが、これが「教団の公的な場で事実を認めた」こととされ、その10月に教団議長から教師退任勧告を受けるに至りました。この勧告を私が受け入れなかったため、その後、常議員会の決議により、教団議長が教師の戒規を扱う教師委員会に提訴したのです。

#### 〈教団総会における教団議長による戒規申し立ては無効〉

ところが、2008年の教団総会（44号議案）では、常議員会・教団議長による戒規申し立てを無効とする議案が可決されました。常議員会は、教師委員会の戒規適用に対する上告を審議する機関ですから、ここが戒規の提訴に関わることは、上告審の中立・公平を損なうというのがその理由です。

#### 〈当事者不在の戒規免職決定〉

これで戒規の問題は消えたと思いました。この教団総会後に当時の山北議長は私に電話をかけてきて、紅葉坂教会役員会との話し合いを申し込んでくれました。私はその場を設定し、山北議長と紅葉坂教会役員会は話し合い、そこで、紅葉坂教会は開かれた聖餐の旗振りはしないが、教団側も戒規で脅すことはしないという確

認をしました。ところが、何としても私を戒規にかけろという勢力が山北議長を飛び越えて強くなっていきました。教団の戒規の規則（戒規施行細則）のこれまでの前例では、教師の戒規を申し立てるのは、教会役員会か教区常置委員会だとされていました。『教憲教規の解釈に関する先例集』96番にもそのことが明記されていましたが、東海教区常置委員会議長北紀吉氏や教師委員会と信仰職制委員会との間での諮問と答申のやりとりにより、この先例集96の規定がなし崩しにされていきました。教師委員会の内規でも教師の戒規の提訴は教会役員会か教区の常置委員会で、決定は3分の2の賛成によるようになっていましたが、できれば全員賛成が望ましいと記されていたのです。ところが教師委員会は2009年の7月に自ら内規を改定し、戒規の申し立ては誰でもできる、教師委員会が独自の判断で取り上げることもできることになりました。すると教師委員会が戒規の内規を改定した2週間後に、一人の信徒常議員と同じ信徒常議員6名の賛同による私に対する戒規申し立てが教師委員会に提出されました。教師委員会はその申し立てを受理し、2010年1月末に私の免職処分を決定しました。私はこれを不服として上告しましたが、7月の常議員会を経て、9月21日に上告を棄却するという最終決定が来ました。なおその後、東京教区の一信徒が所属教会牧師の戒規申し立てを行いました。教師委員会は先例集96に則って却下したという矛盾が起きています。

#### 〈教団総会における多数派工作（「議案ガイド」配布）〉

2010年10月開催の第37回教団総会には、教師委員会の戒規免職決定を取り消す議案が出ていました。しかし、この総会では、ある層の議員200名に「議案ガイド」なる文書が配られ、すべての議案の採決も三役・常議員の選挙も、そこで指示されていた通りの

結果になりました。私の免職の撤回議案も、その「議案ガイド」に総会議案としてはとりあげないとされていて、その通りになりました。前回（2008年）までの総会では、常議員選挙は半数連記だったのが、この総会では全数連記となり、一部の人たちが教団を乗っ取った形になりました。この総会では、私の上告に対する審判委員の委員長であった石橋秀雄氏が議長に、信仰職制委員会の答申を主導した当時の信仰職制委員会委員長だった岡本知之氏が副議長に、そして当時の教師委員会で私への戒規に関する調査員の委員長であった雲然俊美氏が書記

に選出されました。この選出は偶然に起きたことだったのでしょうか。私にはそうは思えません。この事実からしても、私の戒規免職は組織的に行われた、教団史に残る不当な行為といえるのではないのでしょうか。その後、副議長は伊藤瑞男氏に代わっていますが、この体制で教団は現在に至っています。

以上、主の枝に繋がる者として共に宣教の業に励みたいと思い、民主的な教団の形成を願って教団の体質改善を求めます。

## 集会案内

- ◆北村慈郎牧師を支援する会「大阪出前集会」  
日時：8月3日（日）18：00～20：30  
場所：日本基督教団天満教会  
発言：「最高裁上告棄却・これまでとこれから」  
原告・北村慈郎
  
- ◆最高裁上告棄却報告集会  
日時：8月28日（木）19：00～20：30  
場所：日本基督教団紅葉坂教会  
内容：「これからの取り組み～最高裁上告棄却を受けて～」
  
- ◆「北村慈郎牧師を支援する会」全国交流集会  
日時：10月29日（水）21時～23時（予定）  
場所：東京セミナー学院・6F 大教室（池袋駅東口徒歩5分）

# 北村慈郎牧師の裁判に関するご報告

北村宗一（弁護士）

北村慈郎牧師は、日本基督教団が強行した免職処分について違法、不当な処分であるとして、同教団を相手方として裁判を提起し、争ってきましたが、今般、最終審である最高裁判所により、上告を認めないとの残念な結論が出されました。

これまでの裁判の経過を簡単に申し上げますと、当初（2011年11月25日）、東京地方裁判所に対し、訴訟を提起し、裁判が始まりましたが、東京地裁では「教師は宗教上の地位である」とし「免職処分は宗教教義にかかわるもの」として、裁判所は介入できないとして訴訟を却下（門前払い）するとの判断が下され、又、控訴審である東京高等裁判所でも同様の理由で棄却されました。

このため、最後の手段として最高裁判所に上告手続および上告受理申立手続（これについては、後で御説明します。）をとりましたが、今般、最高裁においても2014年6月6日付で、当方（北村牧師側）のいずれの申立についても認めないとの決定がなされました。

これにより、今回の訴訟手続は当方（北村牧師側）の敗訴ということで確定した次第です。東京地裁から最高裁までの2年半に及ぶ裁判での主たる争点は、「教師の地位」と「免職処分の手続の違法性」ということでありました。そして、裁判所が一貫してとっている立場は、「司法は宗教教義にかかわる紛争について介入しない」というものであります。

このような裁判所の立場は、当方（北村牧師側）としても従前の判例などから十分に予想されたことであつたので、裁判所の「不介入」という考え方に抵触しないよう、専ら、手続論（免職処分の手続に重大な瑕疵があつたという主張）を中心に主張を展開してきましたが、それでもなお、裁判所は「教師は宗教上の地位であるうえ、戒規処分は宗教教義の解釈抜きでは判断できない」として、当方（北村牧師側）の主張を斥けたわけです。

地方裁判所（一審）から高等裁判所（二審）

までの裁判の経過については、これまでも報告集会などで御説明してきておりますので、ここでは省略し、以下、最高裁への手続と結論についてのみ簡単に御説明します。

東京高裁での判決に不服がある場合は、最高裁に不服申立（普通「上告」といわれています。）ができますが、実際には不服申立としては、上告と上告受理申立の2種類があります。（注、このように2種類に分けられたのは、従来、上告について乱訴の傾向があつたため、上告についてその理由を厳しく制限し、上告受理申立で事前に受理、不受理を決める（ふるいにかける。）ということにあつたようです。）

しかしながら、そのいずれについても、実際には不服申立の理由が厳しく制限されています。例えば、上告手続についてみると

- ①憲法に違反していること
  - ②高等裁判所の判決において理由に不備があるか、理由に食い違いがあること
- のいずれかに限定されており、又、上告受理申立手続については、
- ①高等裁判所の判決が、過去の最高裁判例（最高裁判例がない場合は高裁判例）に反していること
  - ②判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があること
- のいずれかに限定されています。

このたび、最高裁は上告については棄却、上告受理申立については不受理という決定を下したわけではありますが、その理由は調書の別紙の理由記載のように、きわめて短文であり、当方（北村牧師側）の主張を吟味することなく門前払いといった内容となっています。

別紙の理由は条文で示されているためにお分かりにくいかと思いますが、要するに

- ①民事訴訟法第312条1項又は2項とは前述の憲法違反や理由の不備、食い違いがある場合は上告事件として本格的に審理するというものであり、又、民事訴訟法第318条1項とは前

述の判例違反や法令違反を指しています。

今回の決定は、上告も上告受理申立もそれにあたらなかったもので、誠に残念ながら、本来の争点である免職処分の違法性、不当性について判断を得るまでには至らなかったわけです。

結局、この事件に関する東京地裁から最高裁までの一連の判断は、司法は宗教に介入しないという従来の立場を踏襲したもので、これをもって免職処分の違法性が払拭されたわけではなく、免職処分の手続の瑕疵といった問題は依然未解決のままです。

裁判では、今回の根底にある聖餐論を前面に出して主張することはできませんでしたが、これからは裁判外で、自由に免職処分撤回要求のみならず聖餐論も含めて、議論を展開していくことは可能ですし、又、その方向で対策を講じていくべきであると思います。

(文責 弁護士 北村宗一)

以上。

## 資料：最高裁不受理決定通知書

		裁判長印	(印)
調 書 (決定)			
事件の表示	平成25年(オ)第1861号 平成25年(受)第2274号		
決定日	平成26年6月6日		
裁判所	最高裁判所第二小法廷		
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	鬼丸 千 葉 小 貫 山 本	か 勝 お 芳 る 庸	お 美 る 信 幸
当事者等	上告人兼申立人 北村 慈郎 ほか 同訴訟代理人弁護士 岡田 尚ほか 被上告人兼相手方 日本基督教団 同代表者代表役員 石橋 秀雄 ほか 同訴訟代理人弁護士 島 林 樹 ほか		
原判決の表示	東京高等裁判所平成25年(ネ)第1891号(平成25年7月10日判決)		
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。 平成26年6月6日 最高裁判所第二小法廷 裁判所書記官 渡久山 文 (印)			

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

- 1 上告について  
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実認定又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。
- 2 上告受理申立てについて  
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

- 2 -

これは正本である。

平成26年6月6日  
最高裁判所第二小法廷  
裁判所書記官 渡久山 文 (印)

最高裁 12-006251

## 事務局報告

○ 最高裁上告棄却で裁判は終わりましたが、この支援会は北村慈郎牧師の戒規免職撤回を勝ち取るまで続けますので、今度ともご支援をよろしくお願いいたします。

2014年活動提案も下記のとおりとなっています。

\* 裁判支援活動を前に進めます。

\* 教団内外に、この問題への理解を広めます（出前集会等）。

\* 会員をさらに増やし、裁判支援活動を全国に広げます。

\* 開かれた教団への民主化活動を進めます。

\* 活動しにくい教区での状況を把握し、支援する体制を準備します。

○ 最高裁上告棄却を受けて、キリスト新聞（7月26日号）とクリスチャン新聞に支援会としての意見広告を掲載しました。

○ 第39回教団総会への傍聴のお願い： 今秋10月28日（火）から30日（木）まで、東京池袋ホテルメトロポリタンで教団総会が開催されます。この教団総会にも神奈川教区総会決議と大阪教区総会決議による二つの北村慈郎牧師の戒規免職撤回と聖餐の論議の場の設定を求める議案が出ます。どうぞこの教団総会を傍聴してください。いかに教団総会が非民主的な運営をしているか、その実態を見ていただいて、ご自分の属する教会や教区でその事実を明らかにし、教団総会が民主的でキリストの主権による教会会議になるように運動していただきたいと願います。教団総会傍聴は、教団新報に公告が出ますので、教団信徒の方は所属教会の牧師に推薦してもらい、教師は自分で傍聴希望と葉書かファックスで教団事務局へ期限までに送れば、誰でも傍聴できます。費用はかかりますが、ぜひよろしくお願いいたします。

○ また、教団総会中の10月29日（水）には2年前と同様に全国交流集会を同じ会場で持ちます。ぜひ、ご参加ください。

## 入会と献金（カンパ）のお願い

「北村慈郎牧師を支援する会」に参加して頂けると幸いです。

正会員（個人&団体）は一口年間5千円、総会に参加でき、議決権を持ちます。賛助会員（個人）は一口年間3千円、ニュース等をお送りし、総会へも陪席できます。郵便振替番号は00270-4-116840。

献金（カンパ）ができる方は、「ゆうちょ銀行」10250-7043921「北村慈郎牧師を支援する会」の口座に郵貯銀行の通帳から送金しますと、手数料がかかりません。氏名・団体名が表示できます（最大13字まで入りますが、字数が多い方は郵便振替で）。7月9日現在では、正会員531人、賛助会員298人、献金カンパ261件、現在残高3,417,469円。御疑問の点など、何かありましたら090-2669-4219久保事務局長まで。